

登録申込書の提出[任意]

・下記の対象設備の補助金交付申請において、登録を希望される場合、工事着工前に補助金登録申込書（様式第1号）に「申請の手引き 34～35 ページ」に記載の添付書類（※）を添えて提出してください。

※住民票に不備がある場合、受付しませんのでご注意ください。

登録申込可能事業	重点対策加速化事業（再エネ分）	重点対策加速化事業（省エネ分）
対象設備	・太陽光発電システム ・蓄電池	・断熱設備（壁・窓等断熱改修）

- ・補助金登録申込書の受付は以下の期間内で先着順に行いますが、予算の範囲を超える登録申込みがあった場合は、期間内であっても受付を終了します。（ホームページに掲載）
- ・予算の範囲を超えた受付終了当日に提出のあった登録申込書は抽選を行い、最終的な登録者を決定します。抽選にもれた場合は登録申込書を返却します。
- ・受付が終了したことにより生じた損失については、県および財団は一切の責任を負いません。
- ・受付終了後に提出された登録申込書は返却します。

受付期間	令和8年5月25日（月）～令和8年12月28日（月）17:15 必着※
備考	※書類の提出が令和8年12月28日（月）17:15（財団終業時刻）を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付しませんのでご注意ください。

- ・登録申込書提出の際の注意事項は、「申請の手引き 31 ページ」の＜交付申請書等提出時の注意事項＞を参照してください。
- ・封筒の表に**朱書き**で「**スマート・ライフスタイル補助金登録申込書在中**」と記入し、郵送により次の提出先に送付してください。

（登録申込書の提出先）

公益財団法人淡海環境保全財団（滋賀県地球温暖化防止活動推進センター）

〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町帰帆2108番地 淡海環境プラザ内

TEL：077-569-5301

登録の完了

- ・補助金登録申込書の受付後、補助金登録完了通知書を送付します。
- ・補助金登録完了通知をもって、登録申込事業に係る予算を確保しますが、登録完了通知日以前に工事着工された場合、予算確保の効力が失効しますので、対象設備の工事着工は、登録完了通知日以降に実施してください。
- ・登録有効期間は令和8年12月28日です。（ただし、令和8年12月28日（月）までに、事業を実施していることが分かる文書（契約書、実施状況写真等）を提出した場合には、令和9年2月10日まで延長を可能とします。）
- ・この登録は交付申請の意向を把握するためのものであり、交付を約束するものではありません。
- ・交付の決定は交付申請書（様式第3号）の受付・審査によって行います。

- ・補助金登録完了通知書には、交付申請時に必要な登録番号が記載されています。
 - ・登録完了通知書を紛失された場合、手続代行者からの登録番号の問い合わせにはお答えできませんので、必ず申請者本人が、氏名、送付先住所、再発行理由を記載した再発行を依頼する文書(様式任意)を財団あて送付してください。
 - ・工事内容の変更や中止等により交付申請書を提出できなくなった場合は、様式第7号により、登録の変更および取り下げを行ってください。
- ※予算満額による申請受付終了後の交付申請予定額の増額変更は認めませんのでご注意ください。